



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 証紙代金収納計器の取扱人の指定事項の変更の承認（税務課）…………… 1
- 沖縄振興特別措置法に基づく保全利用協定の認定の申請（自然保護課）…………… 1
- 歳入の収納の事務の委託（青少年・子ども家庭課）…………… 2
- 県営土地改良事業に係る換地処分（村づくり計画課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知・3件（農地農村整備課）…………… 2
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課）…………… 3

## 告 示

### 沖縄県告示第455号

証紙代金収納計器の取扱い等に関する規則（昭和51年沖縄県規則第35号）第10条第4項の規定により、平成26年沖縄県告示第253号で告示した証紙代金収納計器の取扱人に係る指定事項の変更を次のとおり承認した。

平成28年 9 月 6 日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 変更承認に係る証紙代金収納計器の取扱人
  - (1) 主たる事務所の所在地 浦添市字港川512番地の4
  - (2) 名称 一般財団法人沖縄県自動車標板協会
- 2 変更承認に係る事項
  - (1) 変更前

証紙代金収納計器の取扱場所	証紙代金収納計器の名称、型式及び計器番号
浦添市字港川512番地の53	証紙代金収納計器システム SH-2010型 沖縄016
石垣市字真栄里863番地の15	ハスラー計器 S337/F325C型 沖縄013 証紙代金収納計器システム SH-2010型 沖縄017

- (2) 変更後

証紙代金収納計器の取扱場所	証紙代金収納計器の名称、型式及び計器番号
浦添市字港川512番地の53	ハスラー計器 S337/F325C型 沖縄013 証紙代金収納計器システム SH-2010型 沖縄016
石垣市字真栄里863番地の15	証紙代金収納計器システム SH-2010型 沖縄017

- 3 変更の年月日 平成28年 8 月 12日

### 沖縄県告示第456号

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第21条第1項の規定により、次のとおり保全利用協定の認定の申請があった。

なお、認定の申請があった保全利用協定を平成28年9月6日から同月20日までの間、沖縄県環境部自然保護課、石垣市役所市政情報センター、石垣市役所企画部観光文化課、石垣市役所市民保健部環境課及び石垣市教育委員会文化財課において縦覧に供する。

平成28年9月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保全利用協定の名称 吹通川地区保全利用協定
- 2 協定区域 吹通川及び周辺のマングローブ林
- 3 保全利用協定の対象となる環境保全型自然体験活動の種類 カヤック及びトレッキング
- 4 保全利用協定に参加する者の氏名又は名称 吹通川観光、エコツアーふくみみ、オリオン石垣島エコツアーサービス、四季家、マリンメイト、めがろば、オーパ、海音、ルンバルンバ、NOBUガイドワークス、アースカラーネイチャーツアーズ、フリースーツ及びわく楽島人観光
- 5 その他 この告示に係る保全利用協定に関し、自然環境の保全その他の環境保全型自然体験活動の適正な推進の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間以内に知事に意見書を提出することができる。

#### 沖縄県告示第457号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成28年9月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した収納事務 母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る元利償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
  - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

#### 沖縄県告示第458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、宮古島市洲鎌地区県営農地整備事業に係る換地処分をした。

平成28年9月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県告示第459号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年9月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市平良地内（松原南地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年8月22日から平成29年3月17日まで
- 3 作業種類 公共測量（地区確定測量）

#### 沖縄県告示第460号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年9月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市平良地内（西西地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年8月22日から平成29年3月17日まで
- 3 作業種類 公共測量（地区確定測量）

---

**沖縄県告示第461号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年9月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市平良地内（村越地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年8月22日から平成29年3月17日まで
- 3 作業種類 公共測量（地区確定測量）

---

**沖縄県告示第462号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第83号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年9月6日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 那覇市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和47年5月15日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 昭和48年沖縄県告示第83号、昭和49年沖縄県告示第278号、昭和55年沖縄県告示第224号、昭和60年沖縄県告示第323号、平成3年沖縄県告示第383号、平成4年沖縄県告示第980号、平成10年沖縄県告示第805号、平成15年沖縄県告示第856号及び平成18年沖縄県告示第214号の事業地に首里石嶺町4丁目地内を加える。
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社  
〒901-0306 糸満市西崎町五丁目10番地の14